

フリースクール【みらい】入学申込書

～枠内部分をご記入ください～

申込日	年	月	日
入学希望日	年	月	日

※法人記載欄
年 月 日
入学

住所録

お子様の写真 (申込時添付不要) (面接時に添付)

フリガナ		性別	生年月日(西暦)
お子様の氏名		男・女	年 月 日生
フリガナ			
自宅の住所	〒		
(緊急) 連絡先①		(緊急) 連絡先②	
所属学校名等	() 小学校・中学校・高校 () 年 担任 ()		

※フリースクール【みらい】の重要事項説明書、運営規程の内容に同意のうえ、入学申込を行います。

《説明実施事業者》

《入学申込保護者》

〈住所〉

〈記入日〉 年 月 日

大阪府高槻市大塚町5-30-6

〈住所〉

〈事業者〉 特定非営利活動法人 地域ひといき

〈代表者〉 理事長 小林 聖司

印

〈氏名〉

印

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)に基づき当法人における個人情報の利用目的は以下のとおりです。

個人情報の利用目的

当法人は、お客さまの個人情報を、以下の(1)の事業において、以下の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

(1) 当法人の事業

保育所事業、学童児支援事業、夜間養育支援事業、カウンセリング事業、育児知識等啓発事業、集い場所の提供事業、育児用品リサイクル事業、育児支援員仲介事業、職業紹介再就職支援事業、これらに付随する業務

(2) 利用目的

- ①各種子育て支援サービスの申込の受付のため
- ②市場調査、ならびにデータ分析等による商品やサービスの研究や開発のため
- ③連絡帳、冊子の配信等、保育サービスに関する各種ご報告、ご提案のため
- ④申込の取り下げやご契約の解約やその後の事後管理のため
- ⑤地方公共団体、所属学校に児童および、保護者情報を共有する必要があるため。

以上

上の記載事項を確認しました。 年 月 日 氏名 印

【フリースクール みらい】 重要事項説明書

(2022年1月10日)

1. 開校時間

- ・【フリースクール みらい】の開校時間は学校開校日の平日の9:00～13:30です。
- ・それ以降は【アフタースクール きぼう】へ接続し、最大19:00まで保育可能です。
- ・学校休業日は【アフタースクール きぼう】にて最大8:30～19:00まで保育可能です。

2. 料金

【地域ひといき幸福主義『怠けない心、利他の心、信じる心』を持つ方が無料をご利用出来ます。】
それぞれの状況に合わせ、サービスを受けた皆様が任意で寄付をお願いいたします。



大変な状況の時は寄付も不要。出世払いでも大丈夫です。

←その都度払いはこちら

毎月定額払いはこちら→



※【アフタースクール きぼう】の利用には、高槻市が規定する利用料6,500円が必要です。

3. 学習方針について

～協働し、共助し、共生し、ともにより良い学校を共創していく～

【基盤とした考え方】

- ・人間という生き物は本能的に成長したい欲、他人の役に立ちたい欲があると考えている。
- ・子ども自身に豊富にある、その能力を大人が決める価値観において、潰してしまっている。
- ・子ども自身が【安心できる環境に居て、自由に物事を行えて、自信を持てば】自然とやりたい事、自分の生きたいように生きていけると考えている。
- ・その先には、別の考え、感じ方を持った他者が居る。そこから初めて、自分も他人も大切にする共生社会の在り方を考えていく扉がある。

【頑張る勉強する。ではなく、自らが学びたいから学ぶ教育へ】

【学校が決める。ではなく、自分たちで話し合いながら決める教育へ】

4. 具体的にどんなことが出来る？

- ・子ども社会活動家として、いろいろな人のお役に立つボランティア活動をする。
 - ・一人ひとりの状況に合わせた、その子が在りたい姿になるための支援。
- ⇒家庭の様な自由で温かい場所、カウンセリング資格を持った職員との対話。
- ・子どもたちが自ら、企画立案しながら進めていく行事（遠足等）や日々の生活（昼食等）
 - ・通信教育を使った、学習の機会の構築。（2023年度には教員免許取得者 在中の予定）

【フリースクール みらい】 運営規程

（事業の目的）

第1条 『特定非営利活動法人 地域ひといき』（以下「事業者」という。）が設置する『フリースクール みらい』（以下「事業所」という。）において実施する、フリースクール事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な学び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 前4項のほか、教育基本法及び学校教育法、その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フリースクール みらい
- (2) 所在地 大阪府高槻市大塚町5丁目8番5号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童支援員 2名（常勤職員2名）※うち1名を補助員にかえることがある。
児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。
- (2) 補助員 1名
補助員は、児童支援員の補助を行う。
- (3) 事務職員 1名
事務職員は、事務所運営に必要な事務を行う。なお、補助員と兼務もありうる。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開所日：原則として月曜日から金曜日までとする。
- (2) 事業所の開所時間：午前9時00分から午後13時30分まで
- (3) 年間の閉所日：学校の休業日に準じる。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。
- (2) その他支援に係る行事等
 - 2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により、送迎や食事提供を行うことがある。また、泊りがある各種行事（修学旅行）を実施することもある。

(利用定員)

第7条 利用者の定員は、原則として20名とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
 - 3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、当法人の加入する保険の範囲内において、損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

- 第9条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

第10条 (本規約に定めのない事項及び裁判管轄)

- 1 この規約に定めのない事項については、教育基本法および学校基本法、その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。
- 2 この規約に関して止むを得ず訴訟する場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

附 則 この規程は、2022年1月10日から施行する。